

○文部科学省告示第百十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和四年九月六日

文部科学大臣 永岡 桂子

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	作品（黄色い布）	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	令和四年八月十五日	指定をした日	令和四年九月二十日 令和五年一月二十日 まで	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 大阪中之島美術館 館長 菅谷 富夫 大阪市北区中之島四丁目三十一 独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 館長 島 敦彦 大阪市北区中之島四丁目二十五 株式会社朝日新聞社 大阪企画事業部長 津田 真希子 大阪市北区中之島二丁目三十八 株式会社毎日放送 株主会長 三村 千賀 事業局長 茶屋町十七ー一 大阪市北区	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地 並びに指定美術品等を公開する予定の期間 大阪中之島美術館 大阪市北区中之島四丁目三十一 令和四年十月二十二日から令和五年一月九日